

警察庁政策評価研究会

第28回議事録

平成26年6月13日開催

警察庁長官官房総務課

第28回警察庁政策評価研究会

- 1 日時
平成26年6月13日（金）午後0時58分から午後2時19分までの間
- 2 場所
警察庁庁議室
- 3 出席者
委員
前田 雅英 首都大学東京法科大学院教授（座長）
江尻 良 東海旅客鉄道株式会社広報部長
櫻井 敬子 学習院大学法学部法学科教授
妹尾 堅一郎 特定非営利活動法人産学連携推進機構理事長
田辺 国昭 東京大学大学院法学政治学研究科教授
警察庁
坂口 正芳 官房長
沖田 芳樹 総括審議官
宮城 直樹 政策評価審議官兼官房審議官（生活安全局担当）
鈴木 基久 官房審議官（国際・サイバーセキュリティ担当）
荻野 徹 官房審議官（刑事局・犯罪収益対策担当）
塩川 美喜夫 官房審議官（警備局担当）
牛田 克己 技術審議官
斉藤 実 総務課長
鈴木 三男 生活安全企画課長
岡部 正勝 官房参事官（サイバーセキュリティ担当）
佐野 裕子 総務課警察行政運営企画室長
日下 真一 交通企画課交通安全企画官
佐々木 真郎 警察大学校警察行政研究センター所長（オブザーバー）
西郷 正実 科学警察研究所副所長（オブザーバー）
- 4 議題
平成25年度実績評価書（案）について
- 5 報告事項
平成25年度政策評価実施結果報告書（案）について

(佐野警察行政運営企画室長)

それでは、定刻より少々早めではございますけれども、皆様おそろいになりましたので、第28回警察庁政策評価研究会を始めさせていただきます。

私は、本年4月に長官官房総務課警察行政運営企画室長として着任いたしました佐野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、当庁から今回初めて出席する者を紹介させていただきます。

技術審議官の牛田でございます。

(牛田技術審議官)

3月から技術審議官に着任いたしました牛田です。よろしくお願いいたします。

(佐野警察行政運営企画室長)

オブザーバーとして出席しております科学警察研究所副所長の西郷でございます。

(西郷科学警察研究所副所長)

この4月から科学警察研究所の副所長に着任しております西郷と申します。よろしくお願いいたします。

(佐野警察行政運営企画室長)

なお、生活安全局担当審議官の宮城につきましては、この度、政策評価審議官も担当することとなりましたが、本日、国会対応が入っているため、代わって生活安全企画課長の鈴木が出席させていただいております。

また、本日、業務の都合により、交通局担当審議官の濱が欠席のため、代理として交通安全企画官の日下が出席しております。

それでは始めに、官房長の坂口から御挨拶申し上げます。

(坂口官房長)

本日は、大変お忙しい中、政策評価研究会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

国会が終盤のため、欠席者が出ており申し訳ありません。

本日は、議題と報告事項がそれぞれ1件ございます。

議題につきましては、「平成25年度実績評価書(案)について」でございます。これは、昨年3月に策定した「平成25年度実績評価計画書」で設定した18の業績目標の達成状況について、事後評価を行うものでございます。

また、報告事項は、「平成25年度政策評価実施結果報告書(案)について」でございます。

本日、また、先生方の忌憚のない御意見を賜りたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

(佐野警察行政運営企画室長)

次に配付資料の御説明をいたします。

まず、議題の「平成25年度実績評価書(案)について」に関する資料でございますが、資料1の評価書の評価結果をまとめた「平成25年度実績評価書(案)における評価結果一覧」、資料2の「平成25年度実績評価書(要旨)(案)」、資料3の「平成25年度実績評価書(案)」がございます。

また、報告事項に関する資料といたしまして、資料4の「平成25年度政策評価実施結果報告書(案)」がございます。

それでは、前田座長の司会によりまして、議事進行をお願いいたします。

(前田座長)

それでは、よろしくをお願いいたします。

議題の審議に入る前に確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、本研究会は、国の治安に関する事柄を取り扱う特殊性がございますので、研究会自体は一般公開しておりませんけれども、議事録については、事務局で案を作成した後に、各委員の皆様の御発言内容を確認するなどした上で、警察庁のウェブサイトに掲載するという形で公開することにしておりますので、了承をお願いいたします。

それでは、本日の議題に入ります。

本日の議題は、先ほど官房長からもお話がありましたけれども、「平成25年度実績評価書(案)について」でございます。これに関しては、佐野室長の方から御説明いただけますでしょうか。よろしくをお願いいたします。

(佐野警察行政運営企画室長)

それでは、議題の平成25年度実績評価書(案)について、資料3を用いて御説明します。

この評価書案は、昨年3月に策定いたしました「平成25年度実績評価計画書」に基づき、評価を実施しております。

まず、政府全体の方針に関する当庁の取組についてでございます。3点御説明いたします。

まず、1点目として、資料3の「はじめに」に記載のとおり、昨年度に引き続き、政策評価と行政事業レビューの連携を図っております。具体的には、評価書案の「業績目標達成のために行った施策」欄に、関連する平成25年行政事業レビューの事業番号及び事業名を明記し、情報の相互活用を可能にしております。

また、2点目として、資料3の「凡例」の3及び4を御覧ください。昨年度までは、業績指標及び業績目標のいずれの達成状況についても、○、△、×の記号を用いました3段階評価を実施しておりましたが、今年度から、業績目標の達成状況につきましては、新たに5段階評価を導入しております。これは、政府全体の方針であります「政策評価の標準化」のため、昨年12月の各省庁申し合わせにより、全省庁が共通で導入することとなったものでございます。当庁においては、○で「目標超過達成」、△で「目標達成」、□で「相当程度進展あり」、×で「進展が大きくない」、×で「目標に向かっていない」

状況を表しております。

さらに、各業績目標に係る「評価結果」欄、例えば基本目標1・業績目標1につきましては、資料3の3ページ中央部を御覧ください。

今年度から、「達成状況の分析」欄及び「目標の見直しの方向性」欄を特に設け、評価結果をより深く分析しております。これは、「政策評価の重点化」のため、先ほど申し上げた昨年12月の各省庁申し合わせにおいて示された様式を参考にしたものでございます。

それでは、資料2の「要旨案」に基づき、個々の業績目標に関する評価結果を御説明いたします。

始めに、基本目標1「市民生活の安全と平穩の確保」についてでございます。

1ページの業績目標1「総合的な犯罪抑止対策の推進」の業績指標「地域住民等の安全を脅かしている犯罪の認知件数」につきましては、赤字で記載しているとおり、「前年度よりも減少させる」という達成目標を掲げております。この「地域住民等の安全を脅かしている犯罪」については、昨年に引き続き重要犯罪及び住宅対象侵入犯罪を選定しております。まず、平成25年度の重要犯罪の認知件数は、上段左側のグラフのとおり前年度よりも増加しておりますので、と評価しました。一方、住宅対象進入犯罪の認知件数は、上段の右側のグラフのとおり前年度よりも減少した上、その減少率が6.8%であり、下段のグラフの刑法犯認知件数の減少率4.0%を上回ったこと等から、と評価いたしました。したがって、業績目標全体としては、と評価しております。

2ページの業績目標2「地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化」の業績指標「刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合」につきましては、右側の棒グラフのとおり過去5年間の平均値と比較して低下したものの、76.9%と依然として8割近い水準を維持していることから、と評価いたしました。

3ページの業績目標3「良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止」の業績指標

「経済犯罪等の検挙事件数及び検挙人員」につきましては、赤字で記載しているとおり、4類型に分類し、それぞれ達成目標を設定しております。上段の左側のグラフのとおり、「利殖勧誘事犯」につきましては、相談件数が前年よりも51.2%減少した中、検挙事件数・検挙人員の前年比の減少率が、それぞれ9.8%、3.6%にとどまったこと、過去5年間の平均値と比較して増加したことから、と評価いたしました。また、「特定商取引等事犯」及び「ヤミ金融事犯」につきましては、検挙事件数・検挙人員ともに前年よりも増加したことから、と評価いたしました。さらに、「食の安全に係る事犯」について、24年中は、その前年である23年と比べて、検挙事件数が増加、検挙人員が減少しておりました。これに対し、25年中は、前年比で検挙事件数が減少したものの、検挙人員は増加に転じたことから、と評価いたしました。したがって、業績指標

の4類型はとが2つずつであるため、全体としてと評価いたしました。次に、業績指標「経済犯罪等に係る犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供件数」につきましては、前年よりも増加したことから、と評価いたしました。最後に、業績指標「産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員」につきましては、24年度中の「産業廃棄物の不法投棄件数」の前年度比の増減傾向を踏まえた水準の維持を達成目標としております。下段の右側のグラフのとおり、24年度中の「産業廃棄物の不法投棄件数」

は前年度比で2.6%の減少であったところ、下段の左側のグラフのとおり、25年中の検挙事件数・検挙人員は前年度比で、それぞれ8.4%、5.2%の減少であり、共に先ほど申し上げた「産業廃棄物の不法投棄件数」の減少率である2.6%を上回って減少したことから、と評価いたしました。以上のとおり、業績指標についてはであるものの、主要な業績指標である業績指標については、業績指標についてはであることから、業績目標全体としては、と評価しております。

次に、基本目標2「犯罪捜査の的確な推進」についてでございます。

4ページの業績目標1「重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上」の業績指標「各重要犯罪・重要窃盗犯の検挙率」につきましては、過去5年間の平均値と比較して低下したものの目標に近い実績であったこと、放火、強姦、侵入窃盗以外の検挙率が過去5年間の平均値と比較して上昇したこと及び重要窃盗犯の検挙率が前年度比で上昇したことから、と評価いたしました。したがって、業績目標全体としても、と評価しております。

5ページの業績目標2「政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化」の業績指標「政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検挙状況」につきましては、右側の棒グラフのとおり、政治・行政をめぐる構造的不正事案及び経済的不正事案のいずれの検挙事件数も、過去5年間の平均値と比較して減少したことから、と評価いたしました。したがって、業績目標全体としても、と評価しております。

6ページの業績目標3「振り込み詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化」の業績指標「特殊詐欺の認知件数及び被害総額」については、上段のグラフのとおり、いずれも過去最低であった22年度と比較して増加したことから、と評価いたしました。また、業績指標「特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員」につきましては、下段の中央の棒グラフのとおり、過去5年間の平均値と比較して、検挙件数は減少したものの、下段の右側の棒グラフのとおり、検挙人員は増加したことから、と評価いたしました。したがって、業績指標はであるものの、主要な業績指標である業績指標はであり、被害を抑止し安全・安心な社会を実現するという観点から、業績目標全体としては、と評価しております。

7ページの業績目標4「科学技術を活用した捜査の更なる推進」の業績指標「DNA型データベースの活用件数」について、2つのグラフのとおり、「遺留DNA型記録が、データベースに登録された被疑者DNA型記録と一致した件数」及び「被疑者DNA型記録が、データベースに登録された遺留DNA型記録と一致した件数」のいずれも前年度よりも増加したことから、と評価いたしました。したがって、業績目標全体としても、と評価しております。

8ページの業績目標5「被疑者取調べの適正化の更なる推進」の業績指標「都道府県警察に対する巡回業務指導における指導状況」については、全ての都道府県警察に対して巡回業務指導を実施したことから、と評価いたしました。また、業績指標「捜査に携わる者に対する適正捜査に関する研修等の実施状況」につきましては、全ての都道府県警察等において研修等を実施したことから、と評価いたしました。さらに、業績指標「取調べ監督官等による取調べ室の外部からの視認回数」につきましても、グラフのとおり、視認回数が被疑者取調べ件数を超え、効果的な視認を行ったことから、

と評価いたしました。したがって、業績目標全体としては、と評価しております。
次に、基本目標3「組織犯罪対策の強化」についてです。

9ページの業績目標1「暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化」の業績指標「暴力団構成員等の数」につきましては、上段の左側のグラフのとおり、前年よりも減少したことから、と評価いたしました。また、業績指標「暴力団構成員等の関与する事件の検挙件数及びこれら暴力団構成員等の検挙人員」及び業績指標「薬物事犯の検挙件数及び検挙人員」については、いずれも過去5年間の平均値と比較して減少したことから、と評価いたしました。さらに、業績指標「組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用による犯罪収益の没収額・追徴額」につきましては、下段の右側の折れ線グラフのとおり、麻薬特例法を適用した犯罪収益の没収額・追徴額が過去5年間の平均値と比較して減少したものの、組織的犯罪処罰法を適用した犯罪収益の没収額・追徴額が過去5年間の平均値と比較して大幅に増加したことから、と評価いたしました。したがって、業績目標全体といたしましては、総合的に判断してと評価しております。

10ページの業績目標2「来日外国人犯罪対策の強化」の業績指標「来日外国人犯罪罪種別検挙件数及び検挙人員」につきましては、上段の5つのグラフのとおり、回帰直線、これはいわゆる分布している数値の傾向を示す直線でございますが、回帰直線を用いた分析を行っております。5つの包括罪種に関し、検挙件数につきましては知能犯以外の4罪種で、検挙人員につきましては、全ての罪種でそれぞれ25年度の実績値が回帰直線上の値を上回ったことから、と評価いたしました。業績指標「国外逃亡被疑者等うち外国人の検挙・処罰件数及び検挙・処罰人員」につきましては、下段の中央と右側のグラフのとおり、検挙・処罰件数が過去5年間の平均値と比較して減少したものの、1件下回ったに過ぎないこと、検挙・処罰人員は過去5年間の平均値と同数であったことから、と評価いたしました。したがって、業績目標全体といたしましては、と評価しております。

次に、基本目標4「安全かつ快適な交通の確保」についてでございます。

11ページの業績目標1「歩行者・自転車利用者の安全確保」の業績指標「歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数及び歩行者・自転車の交通事故件数」につきましては、第9次交通安全基本計画の基準となる22年の実績値を評価基準としております。赤字で記載した達成目標からに掲げた項目全てについて、グラフのとおり、22年と比較して減少したことから、と評価いたしました。

12ページの業績目標2「運転者対策の推進」につきましても、先ほどの業績目標1と同様、22年の実績値を評価基準としております。まず、業績指標「悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数」につきましては、上段のグラフのとおり、全ての違反に関して22年と比較して減少したことから、と評価いたしました。また、業績指標「70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数及び70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数」につきましては、下段のグラフのとおり、22年と比較して、70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数は増加したものの、70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数は減少したことから、と評価いたしました。したがって、業績目標全体といたしましては、と評価しております。

13ページの業績目標3「道路交通環境の整備」について、赤字で記載した達成目標は、

第3次社会資本整備重点計画に定められた成果目標に即しております。同計画の計画期間が24年度から28年度までの5年間であるため、今回の25年度の目標値は、5年間で最終目標に達するように、各年度の目標値を均等に配分したものとなっております。まず、業績指標「交通安全施設等の整備により抑止される死傷事故」の「信号機の高度化等により抑止されていると推計される死傷事故件数」につきましては、上段の左側のグラフのとおり1万3,643件であり、目標値である1万4,000件を下回ったものの、目標値に近い実績であったことから、と評価いたしました。また、業績指標「信号制御の高度化等により実現される円滑な交通」の「信号制御の高度化により短縮されていると推計される対策実施箇所の通過時間」及び「信号制御の高度化により抑止されていると推計される二酸化炭素の排出量」につきましては、上段の右側及び中段の左側のグラフのとおり、目標値を上回ったことから、と評価いたしました。さらに、業績指標「停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数」につきましては、下段のグラフのとおり5,363台であり、目標値である5,400台を下回ったものの、目標値に近い実績であったことから、と評価いたしました。したがって、業績目標全体としては、と評価しております。

次に、基本目標5「国の公安の維持」についてでございます。

14ページの業績目標1「重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処」の業績指標「重大テロ事案等の発生件数」及び業績指標「治安警備及び警衛・警護の実施状況」につきましては、各種施策を推進した結果、国内における重大テロ事案等の発生はなく、警備対象の安全も図られたことから、いずれもと評価いたしました。業績指標「主要警備対象勢力に係る犯罪の検挙件数及び検挙人員」につきましては、事件検挙を着実に推進するとともに、主要警備対象勢力の活動実態の解明を進めたこと等により、革マル派の非公然アジト2か所を摘発するなどしたことから、と評価いたしました。したがって、業績目標全体といたしましては、と評価しております。

15ページの業績目標2「大規模自然災害等の重大事案への的確な対処」の業績指標につきましては、広域緊急援助隊合同訓練を例年並みの回数実施するとともに、各種実戦的訓練及び関係機関との連携を行った事例もあることから、と評価いたしました。また、業績指標につきましては、東日本大震災に伴う各種災害警備活動を継続しているほか、台風26号の影響による各種災害発生時には、所要の体制を確立して災害警備活動に当たったことから、と評価いたしました。したがって、業績目標全体といたしましては、と評価しております。

16ページの業績目標3「対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処」の業績指標「国内外の関係機関との情報交換等の連携状況」及び業績指標「国際テロの発生件数」につきましては、各種施策を推進したことから、と評価いたしました。また、業績指標「北朝鮮による拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物質等の不正輸出事案等対日有害活動に係る事案への取組状況」につきましては、対日有害活動に的確に対処したことから、と評価いたしました。したがって、業績目標全体といたしましては、と評価しております。

次に、基本目標6「犯罪被害者等の支援の充実」についてでございます。

17ページの業績目標1「犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支

援の充実」の業績指標「犯罪被害給付制度の運用状況」につきましては、上段左側の折れ線グラフのとおり、申請被害者数、支給被害者数及び裁定金額のいずれも前年度より減少いたしました。しかしながら、刑法犯による死者及び重傷者数が減少した中で、上段右側の棒グラフのとおり、過去5年間の平均値と比較した減少率が、いずれも15%以内にとどまったこと等を勘案すれば、犯罪被害者給付制度は健全に機能していると認められることから、と評価いたしました。また、業績目標「犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施件数」につきましては、中段のグラフのとおり、「部外カウンセラーによるカウンセリング実施件数」は過去5年間の平均値を下回ったものの、「警察部内カウンセラーによるカウンセリング実施件数」は過去5年間の平均値を上回ったことから、と評価いたしました。さらに、業績指標「関係機関・団体等との連携状況」につきましては、下段のグラフのとおり、回帰直線を用いた分析を行っております。左側の「民間被害者支援団体における相談受理件数」は、回帰直線上の値を15.8%下回ったものの、中央の「民間被害者支援団体における直接支援件数」及び右側の「警察からの情報提供件数」は、回帰直線上の値との差が15%以内にとどまったことから、と評価いたしました。したがって、業績目標全体といたしましては、と評価しております。

最後に、基本目標7「安心できるIT社会の実現」についてでございます。

18ページの業績目標1「情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止」の業績指標「サイバー犯罪の検挙件数」につきましては、グラフのとおり、過去3年間の平均値を上回ったことから、と評価いたしました。また、業績指標「サイバーテロの発生件数」につきましては、発生がなかったことから、と評価いたしました。したがって、業績目標全体としては、と評価しております。しかしながら、25年12月、警察庁が都道府県警察を通じて、サイバー空間の安全・安心に関する国民の意識調査を行ったところ、サイバー空間を安全に安心して利用できるかにつきましては、56.8%の方が「そう思わない・どちらかといえばそう思わない」と回答するなど、サイバー空間の安全・安心に対する国民の不安感が大きいことがうかがわれたことから、引き続き各種対策を推進してまいります。

以上、各業績目標に関する評価結果について御説明いたしました。今後は、各ページの一番下にある「政策への反映の方向性」欄に記載した施策を推進していくこととしております。

平成25年度実績評価書（案）の説明は以上となります。

（前田座長）

ありがとうございました。評価結果をまとめた表もありますし、もう少し詳しい資料も付いておりますが、先生方、御質問はどなたからでもよろしいですが、いかがでしょうか。御意見でも、もちろん構いません。

（田辺委員）

では何点が質問させていただきます。今回の実態とは、少し関係ないことなのかもしれませんが、今回の評価書案を見ますと、「予算額・執行額」というのが掲載されております。全体としては大体、例年の数字にプラスアルファのところで動いているのです

が、基本目標1のところ、23年度当初予算が1億9,000万円であったのが、24年度は7,800万円とがくっと落ちているのですが、これは理由があるのでしょうか。逆に非常に伸びているものでいいますと、基本目標4のところ、交通対策の予算ですけれども、25年度まではだいたい900億円弱のところ、26年度には1,500億円まで伸びておりますが、これは何なのかなというところが、若干疑問に思ったというのが1点目であります。

あと、同一の基本目標の下の業績目標に載っている「予算額・執行額」は全部一緒でありますので、再掲とか何か記載していただくと、個別の金額ではないということがはっきりするので、そういう表示をお願いしたいというのも1点目でございます。

2点目は、評価がであったもので、評価が厳しすぎないかなというところ、2-2の「政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化」について、結局、検挙状況の数字を出して、検挙事件数が過去の平均値よりも少なかったということでなっているのだと思いますけれども、選挙に関する不正の要素が拡大しているときに減っているのであれば、という評価でも仕方がないという感じがするのですが、このところは数字として捉えられない部分であり、指標としては仕方がない感じがするのですが、実態として構造的不正に関する犯罪の裾野というのが広がっているのか、それとも広がっていないのかということに関して、御教示いただければと思います。

(前田座長)

予算額等の表記方法についての対応は、事務局の方でよろしく願いいたします。

基本目標2の「政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化」に関する質問についてですが、こちらは刑事局の方から説明をお願いします。

(荻野刑事局・犯罪収益対策担当審議官)

おっしゃるように、このような構造的不正は、元々きちんとした分母といえますか、暗数のようなものが分かる世界ではない。これは、常にそうだろうと思います。もう1つは、昔の検挙が多かった時期との比較を行うとしても、そもそも何万件、何千件という規模の話ではなくて、せいぜい200件が100件になったという非常に小さいオーダーですので、そういう意味では、おっしゃるように、数字だけにこだわって評価することが良いのかという、そもそもの問題点はあるだろうと思います。

他方、数字的な話ではありませんが、検挙した個々の事件を見てみると、日本人がともクリーンになったとか、公共事業に関わる様々な不正が全くなかったということではありません。摘発した事件を見ると、過去と同じような事件が発生しているという意味において、過去5年間で客観的な状況が大きく変わったということではなく、運不運のような状況も含め様々な状況があるのですが、1つの評価として取組が低調であったのかもしれないということには言えるのではないかと思います。暗数の分母自体は、不可知といえれば不可知なのですが、構造的に全く変わったのかということ、検挙した事件を見るとそうは思えない。ということは、まだ摘発すべきものがあるのではないかと、ということではないかと思います。

評価がなのかなのかというのは、非常に微妙なところではあるのですが、ここでは評価基準としてこのような件数を挙げておりますので、評価はになるという判断を

いたしました。

(坂口官房長)

交通の予算額の増加の件ですが、これは25年度と26年度で制度の改正がありまして、いわゆる交通反則金、交通反則者納金につきましては、25年度までは特別会計に直入していたのですが、26年度からは一般会計に計上され、そこから特別会計に繰入するように仕組みが変わり、反則金の額が乗ってきたため、予算額が増えて見えるだけであり、実質的な交通局の予算としては、あまり変わっていません。

(前田座長)

田辺委員の質問に関連してです。構造的不正全体の中でどのくらいのウエイトを占めているのか分からないのですが、賄賂関係については、どうも検察は、賄賂事件の立件というか起訴に対し、非常に消極的であると聞いています。賄賂事件の捜査は、特捜だけでやるわけではなく、警視庁を始め警察全体でもやっており、数字を見ただけで検察の姿勢が影響しているとは言いにくいですが、賄賂事件に関して検察がかなり消極的だという話は、検察の中でも聞くし、警察の現場でも聞くのですけれども、感覚的にはいかがでしょうか。

(荻野刑事局・犯罪収益対策担当審議官)

警察でも捜査二課が取り扱った事件で、取調べが不適正であると言われた事件がありますし、検察でも特捜部の事件で、検察の在り方自体が問われるようなことがあって、様々な意味で捜査の在り方を変えなければならないとか、様々な事件をより慎重に捜査しなければならないということはあるのだと思います。それが、直ちに検挙事件数に反映しているか、確たることは申し上げられませんが、確かに、全体的に、より慎重に捜査しなければならないというのはあると思います。

また、情報の入り方にも関わってくるかもしれません。捜査機関が非常に活躍している時期であれば、様々な情報が入ってくるけれども、そうではないと入ってこないということもあるかもしれません。

(前田座長)

お答えしにくい話を聞いて、申し訳ないです。

(坂口官房長)

現場的な感覚で言うと、捜査の手法そのものがいがか、ということになってきております。要するに、知能犯事件の場合は物証が少ないものですから、特捜の事件にしても、警察の事件にしても、今までは、供述調書を裁判所の方で認めていただき、それらを積み上げて立証していたのですが、こうした供述調書に対する裁判所の見方が厳しくなってきたので、それだけでは、なかなか立件できないというような状況になってきております。

ですから、そういった意味で、検察庁も我々もこういう類の事件について、今後どの

ように立証していくのかという検討を進めていかないと、今までのままでありますとなかなか裁判所に認めてもらえませんので、そのような問題が構造的にあるのだと思います。

法制審議会においても、今、新しい捜査手法について議論されております。その中で、例えば司法取引等が出ておりますけれども、そのような大きな流れの中で、どのような手法でこのような隠れた事件を立証していくのかという部分について、1つの課題になっていると思います。

(前田座長)

ですから、良くなったか悪くなったかの指標の取り方が難しいですね。捜査の土台の形が変わってきているので、現場から見たら、「これで悪くなったと言われても困るよ。」と感じる。捜査をしても検察が食ってくれないし、証拠も認めてくれない。それで、取り調べるといったら、「可視化する。」と言われる。じゃあ、どうすりゃいいんだ、となりますね。

そのような状況で数字だけが落ちてきて、「警察はだめだ。」と言われる。ですから、指標の作り方は工夫していく必要があります。もちろん、もっと根本は、捜査の在り方で、今おっしゃったようなことを考えていただくということが重要なのだと思います。すみません、余計なことを申し上げました。

(江尻委員)

単純な質問になるかもしれないのですが、基本目標2の業績目標3の振り込め詐欺の関係ですが、1番下のところの「政策への反映の方向性」に「引き続き推進」ということで、3つの施策がありまして、「被害予防のための戦略的情報発信」ということが記載されております。私も立場が広報ということがありまして、メディア等様々な所で振り込め詐欺の問題が深く取り上げられ、一般市民の方も関心を持って、自分のこととして意識をされている中、これに関する警察庁の広報の取組について、差し支えなければ御紹介いただければと思います。

(荻野刑事局・犯罪収益対策担当審議官)

戦略的という表現は、少し格好良すぎるのかもしれませんが、犯罪に関して様々な注意喚起の意味をこめて広報をするということです。単に「事件がありました。」という内容ですと、結局、「またか。」というような話になって、あまり伝わらないと思います。

様々な犯行の手口等を御存知ないために、詐欺の被害に遭ってしまうのかなという感じがするのですが、実際に被害に遭われた方に聞き取りをいたしますと、皆さん、振り込め詐欺という犯罪があるということは十分承知されているし、こういう形でだまされてしまう高齢者がおられるということは、全部、情報としては知っておられたのですが、「自分はだまされない。」と思っておられたということです。

そこで、単に情報を知らせるということだけでは、なかなか当事者意識を持ってもらえない。通り一辺の情報提供ではだめだということで、そこから先で何ができるかとい

うことになります。もう少し具体性があって、すぐ行動に響くようなことができないかと考えております。

少し個別の話になりますが、今、「振り込め詐欺」や「特殊詐欺」と言っていますけれども、1番被害額が大きいのは、現金を「レターパック」や宅配便に入れて送らせる手口です。この方法ですと、札束がたくさん入りますので、1度に送れる。

銀行においては、現在、1度に多額の現金を振り込むことはできませんし、(仮に振り込もうとしても、)窓口で行員が(不審に思い、被害を未然に)押さえているので、(銀行で振り込ませる手口は)非常に減っています。それから「受取型」の手口についても、「だまされた振り作戦」等により現場で捕まえるということを行っており、犯人たちも相当警戒をしているという状況です。

そこで、今は、「レターパック」に現金を詰めて送らせる手口が増えております。そもそも、「レターパック」は現金書留ではないので、現金を送ってはいけないものですし、多くの場合、金融商品のようなもので1千万円ぐらいの額を送らせたりするのでありますが、まともな取引においては、そのようなものに入れて送らせるはずがありません。「レターパック」に現金を入れるのは、即、詐欺だ。」というような内容で、人々の行動につながるようなメッセージを送る広報をしております。

また、これは警察だけではなかなかできないのですが、例えば報道してもらおうにしても、テレビのニュース等は影響が大きいですから、単に「どこどこで事件があって、警察が詐欺で捜査しています。」という内容にとどまらず、「こんな形でだまされました。」というような内容をニュースの原稿に入れてもらうように働き掛けをしております。ニュースの内容が変わるよう、こちらから提供する素材についても、単に通り一遍の5W1Hが揃っていますという内容だけではなく、(視聴者に)伝えてほしいメッセージを依頼する形での広報・報道発表等をするよう、都道府県警察に対して指示しようとしております。相手のある話なので、すぐに成功するかは分かりませんが、そのようなことを検討しております。

(江尻委員)

分かりました。ありがとうございます。

(妹尾委員)

それではいくつか確認、質問、コメントをさせていただきます。

まず、資料3において、達成度を示す等の評価基準が変わったという説明がありました。これはもう決まってしまったことなのでしょうが、確認のために質問させていただきます。これには、違和感があります。「進展が大きくない」の「進展」という言葉が行政でどう使われているのかわからないのですが、我々のビジネスの世界では「進展」というと「展開が進む」ということですから、概念は「development」なのです。「growth」ではないのです。だから、「何かモデルが変わるよね。」ということ、要するに蛹が蝶になるのが「development」、単に芋虫の体が大きくなるのは「growth」なのです。これが「development」と「growth」の違いです。そうすると、この場合、「進展が大きくない」の「進展」という言葉自体に違和感がある。これが1点目です。

もう1つは、「目標に向かっていない ×」というものですが、これは達成度が低いという「growth」の話なのか、それとも、全く目標に向かっていない、つまり明後日の方向に向かっていているという話をしているのか、これらの両方を×と言っている話なのか、この辺がよく分からないのです。というのが正直な感想であり、決まってしまったものは仕方がないのでしょうが、これはどういうお考えでこうなったのでしょうか。

(佐野警察行政運営企画室長)

平成25年12月20日に政策評価各府省連絡会議で了承されたガイドラインに基づくもので、言い回しもそのままとなっております。「進展が大きい」の中身が3行ほどでまとめられておまして、「一部又は全部の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの」との説明がなされております。

また、「目標に向かっていない」の説明といたしましては、「主要な測定指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの」という言い回しになってございます。

(妹尾委員)

要するに、「目標に向かっていない」わけではないですよ。向かったけど、まるで進まなかったという話でしょう。だから数量的には進捗しませんでしたとか、モデル的には同じであるけど規模的に拡大できませんでしたという話でしょう。だから何か概念がごちゃごちゃ入っているなあという違和感が、すごくありました。

(坂口官房長)

総務省の方で作った用語だと思いますので、総務省の担当の方に「こういう御意見がありました。」と今の先生の御意見を伝えておきます。おそらく義務的に作ったのだと思います。

(妹尾委員)

次に、評価というよりも、評価の基準を事前にどうしたかという話なのですが、業績指標が複数ある場合がありますね。例えば、資料2の6ページの振り込め詐欺のところは、業績指標が2つあります。7ページは1つ、8ページは3つあります。業績指標が1つだけの場合は、業績指標が だったら全体も でよいとなるのですが、複数ある場合は「総合的に判断している。」とおっしゃる。この「総合的判断」の基準は何でしょうか。

以前にもこの議論はあったと思うのですが、そうだとすれば、事前にウエイトニングをしておくべきだと改めて思ったのです。つまり、業績指標 が6割で、業績指標 が4割であるとか、あるいは、それが7対3であるとか、5対5であると(決めていれば)配分が分かるが、それがないと「総合的判断」というのは、その都度の恣意的な判断であると聞こえてしまうと思うのですが、この点はどうなっていましたか。

(佐野警察行政運営企画室長)

ウエイトニングはしておりません。

(妹尾委員)

極めて都合が良いように評価していると捉えられかねないので、そのところの工夫が必要だと思います。6対4とか、4対3対3とか、事前に決めておけば、後で、それに従って評価しましたと明確に言えるので、そういうことは決めておいた方が良いと思います。これを、単純なパターンで が何個で が何個の場合はこうだ、などと評価すると、全部が等分の配分になってしまうのでまずいし、やはり目標設定時にウエイトニングをしておくべきだと改めて感じたところです。

それから、もう1つ、8ページのところで、これも今更なのですが、業績指標 で「研修を実施した。」とあるのは、アウトプット評価ですよ。アウトカム評価ではないですよ。本当は「研修を実施したから、これだけの成果が出た。」という表現にならないと「How」を行っただけで「What」はどうしたという話になってしまいます。

業績指標 も、同様です。「視認回数が増えた。」というが、1つの案件で何回も視認している場合と全く視認していない場合があるから、これは当然、回数の割合で評価するべきではないかなと思います。今回の評価を見直すという話ではありませんが、今後改善していきたいなという感じがしました。

それから、これは意見なのですが、基本目標7についてです。以前から私は、ITの犯罪はどうするのかと申し上げてきたのですが、この評価が というのが、すごく違和感があるのです。誤認逮捕がぼろぼろあったじゃないかと言われ出すとそうだし、私はコンピューター利用教育学会の会長を務めているものですから、学生たちが引かかる可能性もあるという話が出たときに、警察が と自己評価していたという話になると違和感が大きいと思います。確かに、この基準に照らせば、このような評価になるのかもしれない。

サイバーテロは発生件数はゼロですが、無茶苦茶な状態ができていますでしょう。この間も、通信系の方々といろいろ議論しましたがけれども、表には出てきていないものの、水面下は相当荒らされています。確かに、この基準で評価すれば、このような結果なのでしょう。ただ、「しかしながら」以下の部分を先ほどおっしゃっていましたから、皆さん、危機感をお持ちなのだと思いますが、この評価が出たら、相当違和感があると関係者は言うと思います。

(鈴木国際・サイバーセキュリティ担当審議官)

この度は、平成25年度の評価ということで出ささせていただいておまして、例の誤認逮捕の事案につきましては、平成24年度の評価のときに考慮しております。このときも業績指標(の評価結果)としては が2つだったのですが、そういった事案があったということで、最終的な評価は、あえて にせずに にさせていただいたというのが、平成24年度の評価でございます。

25年度については、今まさに御指摘があったとおり、確かにサイバー攻撃等は頻発し

ているわけでございます。しかしながら、テロの実害という意味では、我が国においては発生していないという意味で、業績指標としては一応達成したということで、「しかしながら」という状況認識を付けた上で、こういった評価にさせていただいたということでございます。

(櫻井委員)

先ほどの資料2の5ページで評価結果が だったという話について、種々御意見があったのですが、政策評価の場合は予算との関係でいうと、評価結果が や の場合は、多少プラスになるといった感じなのですか。それとも、関係ないのですか。そうすると、評価結果が であったものが×になってくると、むしろ必要性が重要であるというような話もあるので、そのようなつながり方があってもいいのかなと思います。

(坂口官房長)

微妙だと思います。予算としては、相殺されるものもあるので、こういう評価はなかなか活用しにくいものがあります。交通辺りですと指標によっては、その対策を行っているので予算が必要であるということで、(政策評価と予算が)連動するものもあるので、施策次第という部分が大きいと思います。

(櫻井委員)

そうすると予算獲得の方法というのは、事項ごとに要求するというので、あまり従前と変わっていないということでもいいのですか。

(坂口官房長)

(政策評価は、予算を)要求する場合に、中身がこのような状況であると説明するための材料にはなると思います。

(櫻井委員)

使える場合と使えない場合がある、ということですよ。

政策評価は何のためにやっているのかということで、なかなか難しいところだと思っております。統計がある程度一覧性の形で出てくるといっては、分かりやすさがあるのかなという感じがするのですが、各局部が評価案を出してきて、総務課で取りまとめておられるということですか。総務課で突っ込むということは、あまりないのですかね。これを全体でやって、警察行政が少しでも良くなったという感覚があるのか。あるいは、各局部でもいいのですけれども、政策評価の作業を行っているうちに新しい発見があるとかないとか、その辺はどういう御実感なのかなというのを伺いたいのですが、いかがですか。

(佐野警察行政運営企画室長)

政策評価をうまく活用していきたいという気持ちは持っておりまして、トータル視点からも、これをうまく活用して警察行政を高めていかななくてはならないという意識は

皆共通して持ってはおります。

しかしながら、各局部の持っている行政分野や取組の仕方が異なるところがございまして、なかなか一律にどういう方向に活用していくかを総務課として打ち出していくことが難しいところもございまして、全庁的に評価を淡々と行っているところでございます。

(櫻井委員)

結構、宝の山ではあるのでしょうかから、もったいないと言えば、もったいないですね。

あと、今の点と関連するのですが、業績指標や基本目標の設定の仕方について、それなりに時代を追って新しいものを取り入れていくということが必要だと思います。そういう観点で気づいた点を言うと、例えば13ページに基本目標4がありますけれども、業績指標で停電の話、「停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数」の話は、近年、停電が増えているという印象が全体としてありまして、それは災害の問題もあるし、停電すると非常に大変だということを皆それなりに経験していて、特に都市部ですが、大きな駅で真っ暗になったりすると、非常にクリティカルな状況になるということは、リアルに想定できる場所なので、こういう業績指標は、今後、少し重点を置いていいのではないかとというのが1点です。

それから大きいところでは、17ページの基本目標6ですが、警察には、いろいろな行政措置がありますが、今後重要なものの1つとしては、犯罪被害者に対するソフトのケアと、加害者に対するケアというような話がストーカー犯罪のところでは出てきているようですが、そういう問題は、今後非常に重要になってくると思われれます。刑罰権というものに対する評価は、行政法では決して高くないので、より効果的な行政措置をちゃんと考えないといけないという趣旨を含めて、そういう意味では、この種の関係である基本目標6について、もう少し拡充した形で目標を設定しなければならないし、細かいところを出さないといけませんし、もう充実しないとなりません。全体に少し軽く書いてある感じなので、そこに今後の改善の余地があるのではないかと思います。

それから、先ほど御意見がございましたけれども、同じことは基本目標7のIT社会の話にも言えまして、インターネットの利用やサイバー空間の話は何ともめどもなく深刻な問題であり、警察庁だけではとてもできないのだろうと思うのですが、これを本当に真剣に考えないと、とんでもないことになるという実感がございます。次年度以降は、もう少し厚みをつけて目標を立てられてはどうかと思っております。

(鈴木国際・サイバーセキュリティ担当審議官)

まず、基本目標6の犯罪被害者の関係でございしますが、カウンセリングその他の対策の充実の必要性等については、現在も配慮しているつもりではございますが、この点を強化していかなければならないという御指摘かと思いますので、そういった点を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

それから、基本目標7のサイバーの関係でございしますが、まさに政府全体としてのサイバーセキュリティを強化していかなければならないということで、現在、議員立法で

ございますが、サイバーセキュリティ関係の基本法の整備の動きもございまして、政府全体として、サイバーセキュリティに関する機能を強化しようという動きがございます。警察庁といたしましても、それに対応して協力するとともに、政府全体が強化する中で、警察庁としての対応も強化してまいりたいと考えております。

ただ、業績指標の関係で追加すべきではないかという御意見かと思いますが、平成26年度の業績指標については、本年2月に御審議いただき、すでに決めていただいているものと認識しておりますので、また追々見直しをしてまいりたいと思います。

(日下交通安全企画官)

先ほどの信号機電源付加装置の関係でございますが、まさしくおっしゃるとおりで、震災対策のために従来から行っていたものでございますが、東日本大震災による停電で、交通に困難な状況がございましたので、力を入れて取り組んでいるものでございます。

(前田座長)

業績目標はどうしても数が限られているし、動きの後追いになりますので事前設定の仕方が難しいのですが、せっかくITの意識も大きく変わっておりますので、業績目標等の設定も遡ってということではないですけれども、次回以降よろしくお願いします。

では、他に御質問がなければ、次に報告事項ということで、「平成25年度政策評価実施結果報告書(案)」について、佐野室長から御報告をお願いいたします。

(佐野警察行政運営企画室長)

それでは、「平成25年度政策評価実施結果報告書(案)」について御報告いたします。資料4を御覧ください。こちらは、平成25年度中に国家公安委員会及び警察庁が行った政策評価の実施結果及びその政策への反映状況を取りまとめたものでございます。平成25年度中に実施した政策評価についてでございますので、昨年7月に策定いたしました「平成24年度実績評価書」等における評価結果や、その評価結果を踏まえて行った平成26年度予算要求等の状況について取りまとめたものになっております。

この資料は、既に昨年の研究会で御議論いただいた各評価書に基づく記述、あるいは予算要求等の事実に基づく記述で構成されておりますので、報告事項とさせていただきます。報告は、以上でございます。

(前田座長)

それでは、先ほどの質疑の続きという部分も含めてですが、本日の議題・報告全般について、更に御質問・御意見があればお願いします。

評価結果が のものもありますが、全体としては基本的にうまくいっているという感じなんです。先ほど目標設定の関係で話がありましたけれども、行政の犯罪なんかが付いてしまうというのは仕方がないことであり、これが悪いということではないと思います。

あと、先ほど時間を取るのが申し訳ないと思い申し上げなかったことについて、評価書案の中で重要犯罪についての成績が悪いとされてはいますが、これは強制わいせつだけ

なのです。強制わいせつが重要犯罪の半分くらいを占めていますから、強制わいせつが増えると重要犯罪が増えて、何か治安が悪くなったように見えるけれども、強盗は減っているし、全犯罪は減っている。ただ、強姦も増えていますから、性犯罪が増えているというのは対策を考えなければならない問題ですけれども、大きなトレンドを見るときに、重要犯罪の減少にかけりが出ているというのは、少し違うかなと思います。

警察庁としては、このデータはかなり重要なところですから、重要犯罪の指標の達成状況で が付いているグラフ等を見れば、23年度が底で、また上がってきているということなのでしょうが、強制わいせつも数が1番多いので主要なのですが、他の主要なものが減っておりますので、この点に関する評価について、我々も含めてそろそろ考えないといけないかもしれません。

あと、非常に細かいことですが、インターネットホットラインセンターへの通報件数が、がくっと減っているのですけれども、これはどうしたのでしょうか。

(鈴木国際・サイバーセキュリティ担当審議官)

これは、薬物犯罪に係るインターネット掲載事犯が減ったことや、ある特定の会社の対応が変わったことにより、違法・有害情報の検出を絞っているということが影響していると思われます。

(前田座長)

分かりました。

(田辺委員)

では、もう1点だけ。評価結果が のところで、今の警察の状況を本当に反映しているのかなと感じるところなのですが、評価結果が になっているところは、政治・行政・経済の構造的不正のところと、振り込め詐欺のところと、暴力団等組織犯罪対策のところです。

おそらく、振り込め詐欺のところはまだ伸びる余地があるなというのは、一般市民の感覚としても分かるのですが、「暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化」のところの「薬物事犯の検挙件数及び検挙人員」については、やはり暴力団絡みの影響で、薬物犯罪が非常に多いという状況なのでしょうか。例えば、暴力団はどこかで絡んでいるのだらうと思いますが、先日、NHKの番組でも報道されていましたが、一般主婦の間での覚醒剤使用の広がりであるとか、時事ネタみたいなものでいうならば芸能界での広がりのようなところが影響しているのでしょうか。

(荻野刑事局・犯罪収益対策担当審議官)

使用事案だけを捉えると50代が増えているというのがあって、「サラリーマンが辛いのか。」というような報道のされ方もありますが、組織的に密売をする人と末端で使う人がいて、件数としては、使う人が多いのですけれども、密売ルートの方を攻めていかなければならないということでもあります。

密売ルートとなりますと、暴力団関係者が多いということがありますので、暴力団に

よる薬物事犯というのを検挙しないと、根っこを絶つことにはならない。もちろん個々の乱用者を捕まえることは、それはそれで大事なことであり、数が増えたりするのですけれども、そこはもう少し、突き上げ等ができるのではないかという、我々の意識があるということでございます。

(田辺委員)

ありがとうございます。逆にとても顕著なのが、暴力団構成員等の数のところで、大体、連続して年間5,000人くらい減ってきていますよね。これは、実態を反映しているのでしょうか。準構成員やその他元暴力団のような形で、同じようなことを行っていることはないのでしょうか。

(荻野刑事局・犯罪収益対策担当審議官)

これは、構成員も準構成員も合わせた状況です。組織の中枢が必ずしも捕まっておりますが、いわゆる暴排条例等の効果があって、末端でのいろいろな資金獲得活動が非常に行いにくくなっているということで、組にいるメリットがない、あるいは上納金が払えないという形で組から抜けていく、あるいは解散する組がありますので、そういった形による末端の方に対するダメージというのは、かなり着実に与えられているのだらうと思います。しかしながら、それが中枢まで届いているかということ、中枢はまだ(活発に活動して)ピンピンしているので、今後どうなるかは予断を許しません。また、まだ20代の組員というのもおりますので、暴力団が完全な高齢者集団になっているわけでもありません。

(田辺委員)

ありがとうございます。

(妹尾委員)

せっかく時間がありますので、よろしいですか。

一般の話題に近いことなのですが、私は、内閣の知財戦略本部の専門調査会長を昨年まで務めていて、今年から一般委員に代えてもらったのですが、この前から非常に活発に議論しているのは、営業秘密保護法の新法を作るかどうかということです。警察庁でどちらが御担当なのか分からないのですが、先ほどのITの犯罪の話で、実際はファイアーウォールみたいなものが企業のところはかなり入ってきていて、情報を取っていくのだけれども、認知しても企業側がそれを言うと大変だったり、あるいは認知すらされていないというのが極めて多くて、その辺は警察としてどうなのかというのを伺おうと思うのですが。

(岡部サイバーセキュリティ担当参事官)

サイバーセキュリティ担当参事官の岡部と申します。

当庁の警備局警備企画課の主導になりますが、現場においては、インテリジェンスのための協議会というのがございまして、各企業と協力関係を作っております。そういっ

た中で、情報があつたらいただきたいということで、情報交換を行っております。それぞれの企業には企業秘密の部分というものがあるやも知れず、本当に我々が全体を把握できているかは定かではないのですが、我々としてもそういった枠組みを作っているというところでございます。

(坂口官房長)

ぼつりぼつりとは話を聞けるのですけれども、企業の方も警察に言ってしまうと事件になって表沙汰にならないかといった恐怖心もあつたりして、その辺のせめぎ合いみたいなものが現場ではあります。我々も様々な情報により、そういった事案がかなりあるのではないかとということで、いくつかの手口等については分析して公表したりもしているのですが、確かに、これはおそらく現場では核心的な問題になっているだろうと思います。

(妹尾委員)

親告罪(である現状)から、どのように(見直し)していくのかという話もありますよね。

(宮城政策評価審議官兼生活安全担当審議官)

まさにそういった議論がございまして、親告罪にするかどうかの問題と、あともう1つの問題は、今は、かなりきちんと管理されたものでなければ、構成要件上、営業秘密として認めてもらえないというものです。(構成要件を)厳しくすればするほど、実は罪になりづらい。

経済産業省にはもっと軽い罪で簡単に捕まえられるようにならないか、また、犯罪が明確に発覚する前の段階で、幅広く話を(警察に)持ってきてほしいということをお話しております。

(前田座長)

ですから、先ほど櫻井先生がおっしゃったように、今までどおり、がちっと犯罪として扱い、悪いやつを徹底的にたたきけれども、犯罪であるという以上は構成要件を厳格にして、処罰規定も厳格にする。ただ、国民の利益を守るためには、ストーカー等のように行政的な手段もとるということです。

もちろん刑事は大事だし、刑事司法も大事ですが、それだけでいいかどうかという問題がある。やはり、もう少し緩やかな手法を検討するとか、このようなことを言うと怒られるし、素人があまり言っはいけないかもしれないけれど、逆に手法が緩やかなら要件も比例原則で緩やかにするなど対策を変えないと、新しい動きについていけないと思います。ただ、経済産業省マターというか、どうしても警察は一步引いた立場なのですよね。

(宮城政策評価審議官兼生活安全担当審議官)

今回の議論は最初、厳罰化の方向で進んでいました。当庁としては、厳罰化ではあま

り問題が解決しませんということを申し上げていたのですが、かといって他に手があるかということ、そこはなかなか知恵が湧いてこないところございまして、経済産業省と業界と警察の間の三すくみの状況になっております。

(妹尾委員)

これを新法にするかしないかという議論では、威嚇けん制効果を持たせるために、アメリカや韓国みたいな形にするかといった議論にもなるのですが、あまり強く(規制)すると警察国家になりますよ、というような議論もあるのです。

(前田座長)

我々は誰も警察国家になるとは思っていませんが、経済産業省は困るのでしょうか。ただ、やはりバランスだと思います。実際に被害が出ていれば、それに対する対策が必要になる。

(妹尾委員)

実際の被害は、もう相当発生していると思います。

(宮城政策評価審議官兼生活安全担当審議官)

現在検挙できている事件のほとんどは、実は顧客情報に関する事件です。本当に高度な先端技術というよりは、客の情報を持ち出したというものです。

(妹尾委員)

我々が今、議論している1番の焦点は技術です。技術流出なんです。だから、この間の東芝さんに関する事件は、よくぞやってくれたという感じです。その前のポスコもそうですが、ああいうのは、警察が事件として、がっちり検挙していくという道の方が、日本全体の進む道として良いと思います。

もう1点。せっかくのこういう時間なので。

先ほどの振り込め詐欺にしろ何にしろ、最近、若い人の漫画で犯罪の手口が微細に描かれているものが、結構流行しています。一方で、警察がテレビドラマで取り上げられることがある。そうすると、マスコミを通じて、一般市民の警察に対するイメージがどうやって形成されるのでしょうか。昔の素朴なお巡りさんのイメージではなくて、イメージが変容と多様化をしておりますが、こういうことは、警察自身で何かお調べになっているのでしょうか。こういうと外部から「何だ。」という話が出るかもしれませんが、要するに、テレビドラマとか漫画とか、国民に影響力のあるコンテンツがどうやって警察のイメージを変容と多様化させているかというようなことを1度調べると面白いと思うのですが、いかがでしょうか。

(坂口官房長)

昔の刑事ドラマと比べると、最近は組織をテーマにしたものが多いですね。この辺に座っている警察庁の幹部は、悪の巣窟みたいな感じで描かれておりますね。

(前田座長)

今、妹尾委員がおっしゃったように、イメージ戦略というのは大事だと思います。

(坂口官房長)

「密着警察24時」みたいな番組では、どちらかという跟前向きに取り上げてもらえているとは思いますが、テレビドラマには様々な内容のものがありますので。

(前田座長)

ただ、現在、テレビドラマで警察関係のものが占める割合が、いかに多いか。すごいですよね。

(妹尾委員)

このところ、特にすごいですね。

東日本大震災のときに警察のイメージはすごく良かったですよ。ものすごく頑張っているというイメージがあった。それが一段落したら、また様々なものが出てきましたね。

(坂口官房長)

我々の東日本大震災における反省点は、自衛隊等に比べると広報対応が良くなかったことです。自衛隊は部隊に広報隊を連れて行って、活動を全部撮影しております。福島原発での放水活動も自衛隊のものは全部映像で報道されましたが、警視庁の放水の映像はなかった。そういうことがあります。

ですから、警察でも考えているのが、あのようなときに広報班を一緒に連れて行って、そういう活動内容をきちんと発信していくということを行おうとしております。

(前田座長)

それでは、これで司会を事務局にお戻しいたします。

(佐野警察行政運営企画室長)

本日は大変ありがとうございました。お手元の資料につきましては、卓上に残していただければ、後日お送りいたします。

次回は、平成27年度以降の政策評価に関する基本計画(案)を中心に御意見を賜る予定でございます。

日程につきましては、来年2月を目途として、別途調整させていただきます。

それでは、これにて研究会を終了させていただきます。

本日は、御多忙の中、御出席いただき誠にありがとうございました。